

日時：令和6年11月26日（火）
会場：本荘高等学校

本日の内容



主権者となる みなさんへ

選挙啓発出前講座

由利本荘市選挙管理委員会
由利本荘市明るい選挙推進協議会

令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞 受賞作品
角館高等学校 田口 穂乃花 さんの作品

1

Ⅰ 選挙講座（35分）

- ☐ 選挙について考えよう
- ☐ 投票の仕方を知ろう
- ☐ 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人エンヂ

2

本日の内容

選挙ってなに？

選挙(せんきょ)

私たちの代表者を
私たちが直接選ぶ



©2015秋田県人エンヂ

3



4

選挙の種類

6種類の選挙があります。

種 類			定数 (人)	任 期	備 考
国	衆議院議員	小選挙区	289	4 年 (解散あり)	県内の定数 3 人
		比例代表	176		東北の定数 13人
	参議院議員	選挙区	148	6 年 (3 年毎に半数を改選)	県内の定数 2 人
		比例代表	100		
秋田県	知 事		1	4 年	
	県議会議員		41	4 年	
市町村	市 町 村 長		1	4 年	
	市町村議会議員		22	4 年	自治体によって異なる。「22」は 由利本荘市の定数5

主権者とは？

主権者(しゅけんしゃ)

自分たちの国や地域のあり方を、
自ら考え、自ら判断し、
自分たちで決めていく権利を持つ者

= 選挙権を有する者

選挙権と被選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	①満18歳以上	○満25歳以上
参議院議員		○満30歳以上
秋田県知事	②住所要件	①満25歳以上 ②住所要件
秋田県議会議員		○満25歳以上
市町村長		①満25歳以上 ②住所要件
市町村議会議員		○満25歳以上

選舉人名簿

- 選挙で投票するためには、選挙権があるだけでなく、市区町村が管理する「**選挙人名簿**」に登録されていることが必要です。
- 引っ越しなどで転居した場合、新住所地で選挙人名簿に登録されるには、転入してから3か月以上居住していることが必要
⇒ 3か月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録されている
⇒ 投票する場合は、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、旧住所地の選挙区に投票できる「**不在者投票制度**」がある。

**進学や就職で引っ越した際には、
住民票の異動もお忘れなく♪**

8

本日の内容

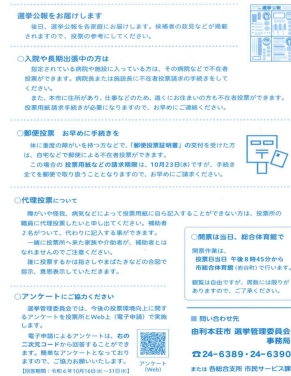
Ⅰ 選挙講座 (35分)

- ☐ 選挙について考えよう
- ☒ 投票の仕方を知ろう
- ☐ 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県かんたんち

選挙のお知らせ ①広報紙



選挙のお知らせ ②投票所入場整理券

選挙が近づくと投票所入場整理券が届きます。

[illegible]

(オモテ)

※これは由利本荘市のものです。

11

投票所入場券(才モテ)

オモテにはこんなことが書かれています

- ② 選挙の種類
- ③ 投票日
(選挙の日)
- ④ 投票できる時間
- ⑤ 投票できる場所

選挙のお知らせ 入場整理券

第50回衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日
令和6年10月27日(日)

投票時間
午前7時00分から
午後7時00分まで

お手紙番号

受付番号

用紙番号

選挙区	比	例	国民審査

投票先
由利本荘市役所本庁舎

郵便ばがき

選挙事務

料金 後納
郵便

〒015-8501
由利本荘市尾崎17番地

本荘 太郎 様

① 自分の住所と名前

1. 届票に書いてあるのは、このお宅を代表する者です。
2. 当日の投票時、八丁番の役所員をお宅の名の上、届票員に書いてある

① 自分の住所と名前

- 1.投票においでの際は、このハガキをご持参ください。
- 2.当日の投票は、ハガキの投票所をお確かめの上、投票所においてください。

12

投票できるのはいつ？

原則は **投票日当日** です。

時間は **午前7時から**
午後8時まで です。

※ ただし
投票所によっては遅くはじまったり、
早く終わったりする場合があるので
投票所入場券を確認しましょう。

13

当日投票所

由利本荘市の例

本荘地域	由利本荘市コミュニティ体育館	近城地域	近城就業改善センター	西目地域	出戸交流センター
第1投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第1投票区	近城就業改善センター	第1投票区	出戸交流センター
第2投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第2投票区	近城就業改善センター	第2投票区	出戸交流センター
第3投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第3投票区	近城就業改善センター	第3投票区	出戸交流センター
第4投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第4投票区	近城就業改善センター	第4投票区	出戸交流センター
第5投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第5投票区	近城就業改善センター	第5投票区	出戸交流センター
第6投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第6投票区	近城就業改善センター	第6投票区	出戸交流センター
第7投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第7投票区	近城就業改善センター	第7投票区	出戸交流センター
第8投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第8投票区	近城就業改善センター	第8投票区	出戸交流センター
第9投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第9投票区	近城就業改善センター	第9投票区	出戸交流センター
第10投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第10投票区	近城就業改善センター	第10投票区	出戸交流センター
第11投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第11投票区	近城就業改善センター	第11投票区	出戸交流センター
第12投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第12投票区	近城就業改善センター	第12投票区	出戸交流センター
第13投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第13投票区	近城就業改善センター	第13投票区	出戸交流センター
第14投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第14投票区	近城就業改善センター	第14投票区	出戸交流センター
第15投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第15投票区	近城就業改善センター	第15投票区	出戸交流センター
第16投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第16投票区	近城就業改善センター	第16投票区	出戸交流センター
第17投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第17投票区	近城就業改善センター	第17投票区	出戸交流センター
第18投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第18投票区	近城就業改善センター	第18投票区	出戸交流センター
第19投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第19投票区	近城就業改善センター	第19投票区	出戸交流センター
第20投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第20投票区	近城就業改善センター	第20投票区	出戸交流センター
第21投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第21投票区	近城就業改善センター	第21投票区	出戸交流センター
第22投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第22投票区	近城就業改善センター	第22投票区	出戸交流センター
第23投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第23投票区	近城就業改善センター	第23投票区	出戸交流センター
第24投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第24投票区	近城就業改善センター	第24投票区	出戸交流センター
第25投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第25投票区	近城就業改善センター	第25投票区	出戸交流センター
第26投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第26投票区	近城就業改善センター	第26投票区	出戸交流センター
第27投票区	由利本荘市コミュニティ体育館	第27投票区	近城就業改善センター	第27投票区	出戸交流センター

市内 69投票所

14

投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

※右の宣誓書をお読みください。記入のしるしは、投票用紙の裏面に記載されています。	期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書
私は、第50回衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の理由に該当する見込みです。期日前(不在者)投票をします。以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。	
～期日前投票ができる日時・場所～	令和6年10月 日 (※本特内をご記入ください)
●本荘由利広域行政センター1階(市役所隣)	氏名
10月16日(水)～10月26日(土)	生年 月 日
午前8時30分～午後8時	住所
●イオンスーパーセンター本荘店	理
10月19日(土)～10月26日(土)	由
午前9時～午後7時	・仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務
●お総合支所(矢島・岩城・由利・大内)	・投票区域外に外出・旅行・滞在
10月21日(月)～10月26日(土)	・病気・負傷・出産等のため歩行困難
午前8時30分～午後6時	・交通至難の島等に居住・滞在
●各出張所(亀田・下川内)	・住所移動のため、本市以外に居住
10月21日(月)～10月26日(土)	・天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難
午前8時30分～午後5時	
(お問い合わせ先)	
〒010-0801 由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389	

15

期日前投票(きじつぜんとうひょう)

- 投票日に予定があつて投票に行けない場合
- 投票日より前であっても、決められた場所で投票することができます。

<日時>

選挙が始まった次の日から

投票日の前日まで

午前8時30分から午後8時まで

※投票所によって違うことがあります。

16

選挙のスケジュール～令和6年度衆議院議員総選挙の場合

9/30	10/1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 公示	16 期日前投票開始	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26 期日前投票終了	27 投票日

17

期日前投票所

<参考> 令和6年10月27日 衆議院議員総選挙(由利本荘市の開設場所)
本荘由利広域行政センター(市役所隣)、
イオンスーパーセンター本荘店、
ナイス本荘インター店、
各総合支所(7カ所)、各出張所(5カ所) 計15カ所



暮らしに身近で便利♪

18

投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

①
期日前投票が
できる期間や
時間、場所

※この裏面をあらかじめ記入いた
だき必ずと持ち帰ります。

期日前(不在者)投票宣誓書 請求書

私は、第25回衆議院議員総選挙、第25回参議院議員通常選挙の期日前(不在者)投票をした。次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をした。以下の記載が真実であることを誓い、10票用紙を請求します。

令和6年 10月 日 (1 1 本欄内をご記入ください)

氏名 生年月日 大 小 中 平

住所

理由

- ・仕事・学業・冠婚葬祭、その他の用務
- ・投票区域外に外出・旅行・滞在
- ・病氣・負傷・出産等のため歩行困難
- ・交通至難の島等に居住・滞在
- ・住所移動のため、本市以外に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

期日前投票ができる日時、場所～

- 本荘由利広域行政センター1階 (市役所隣)
- イオンスーパーセンター本荘店
- イオンスーパーセンター下川内店
- 各総合支所 (矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海)
- 各出張所 (亀田、下川内、森根)

10月16日(水)～10月26日(土) 午前8時30分～午後8時

10月19日(土)～10月26日(土) 午前8時30分～午後7時

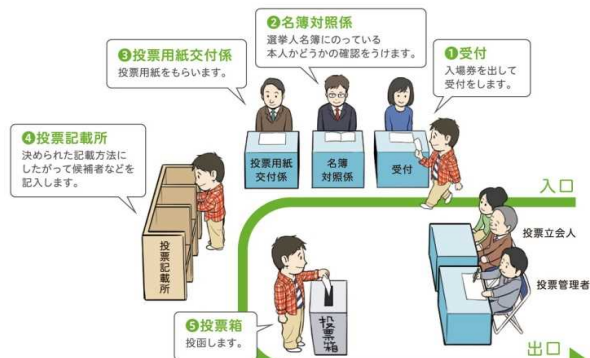
10月21日(月)～10月26日(土) 午前8時30分～午後6時

10月21日(月)～10月26日(土) 午前8時30分～午後5時

(お問い合わせ先)
〒015-8501 秋田県本荘市尾崎17
秋田県本荘市選挙管理委員会 0184-24-6399

19

投票のながれ



20

投票用紙の書き方 ～その①～

候補者
本荘 太郎 (ほんじょう たらう)
鳥海由利子 (ちようかい ゆりこ)

秋田県選挙管理委員会
選挙啓発出頭選挙用投票用紙

候補者氏名

本荘 太郎

鳥海由利子

ちようかい ゆりこ

二 候補者でない氏の名は、書かないこと。

21

投票用紙の書き方 ～その②～

候補者
本荘 太郎 (ほんじょう たらう)
鳥海由利子 (ちようかい ゆりこ)

秋田県選挙管理委員会
選挙啓発出頭選挙用投票用紙

候補者氏名

本荘 太郎

鳥海由利子

ちようかい ゆりこ

二 候補者でない氏の名は、書かないこと。

22

本日の内容

Ⅰ 選挙講座 (35分)

- ☐ 選挙について考えよう
- ☐ 投票の仕方を知ろう
- ☒ 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県選挙管理委員会

23

情報を集めるには？

① 選挙公報



24

情報を集めるには？

② 政見放送

(衆議院・参議院・県知事選挙)



③ インターネット

(候補者・政党のホームページやSNS)



25

情報を集めるには？

④ 選挙ポスター (ポスター掲示板)



⑤ 街頭演説 (選挙カー)



⑥ 個人演説会



⑦ 選挙運動用ビラ・葉書



⑧ 新聞・テレビ



26

選挙運動

- 特定の選挙 について、
- 特定の候補者 の
- 当選を目的 として、
- 投票を得 又は 得させるために、
- 直接 又は 間接 に行われる行為

27

選挙運動

- 選挙権を持つ人は、選挙運動をすることができます。

▶ 候補者 だけでなく、有権者 もできます。

＜選挙運動ができない人＞

- **満年齢18歳未満の者**
- 選挙事務関係者
- 特定公務員
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

28

選挙運動の方法

文書図画 (ぶんしよとが)

はがき、ビラ (チラシ)、新聞広告、ポスター、立札、看板、たすき、選挙公報、**インターネット** など
※文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。

言論・その他

演説会、街頭演説、連呼行為、政見放送、経歴放送
電話での投票依頼、個々面接

29

インターネット選挙運動

- 満18歳以上であれば可能です。

- ① **ウェブサイト** (ホームページ)
- ② **ブログ・掲示板**
- ③ **SNS** (Twitter、facebook、LINE等)
- ④ **動画共有サービス** (YouTube、ニコニコ動画等)
- ⑤ **動画中継サイト** (④の生放送等)

30

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません（公職選挙法第129条、第239条）。



31

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません（公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）。



32

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません（公職選挙法第142条、第243条）。



33

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません（公職選挙法第137条の2、第239条）。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



34

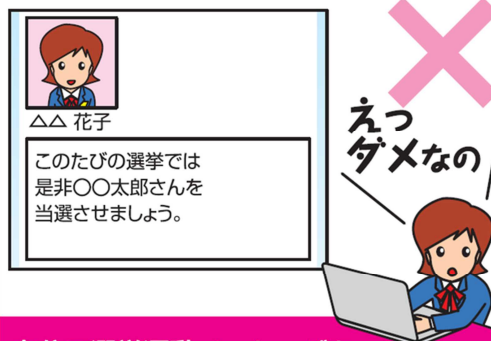
年齢満18歳未満の選挙運動禁止

満18歳未満の者はすべての選挙運動が禁止されています。パソコンやスマートフォンなどを使う際にも注意が必要です。

- 選挙運動メッセージを掲示板やブログなどへの書き込むこと。
- 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿すること。
- SNSで選挙運動用の投稿をシェアしたり、リツイートしたりすること。

35

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込み

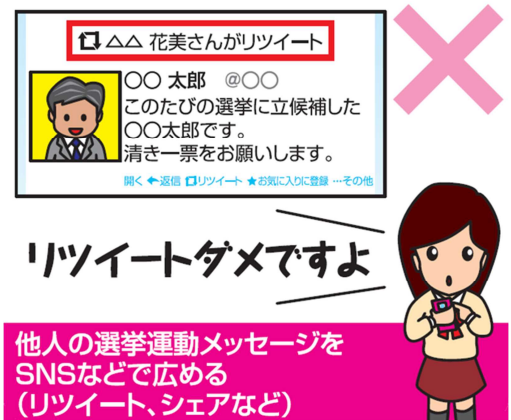
36

18歳未満の選挙運動禁止



37

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



38

年齢に関わらず禁止



39

選挙違反

選挙違反は「犯罪」として、処罰の対象となっており、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

- ◇金銭などで票を獲得する
→買収罪
- ◇候補者への脅迫や選挙ポスターの毀損など
→選挙妨害罪
- ◇有権者でないのに投票を行うなど
→投票に関する罪

40

選挙違反

罰金・禁錮・徴役などの刑罰が科せられ、一定の期間、選挙権や被選挙権などの公民権が停止されます。

- 新たに選挙権を得た18歳、19歳の未成年者が選挙犯罪を行った場合
→少年法の規定が適用され、家庭裁判所に送致されることになります。
- ただし、その犯罪が「選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす」ような場合
→成人と同じ刑罰に処せられることになります。

41

最後に

⊕ 秋田県の投票率は全国的に見れば上位！
(ですが、最近は低下傾向・・・)

⊖ 若い世代の投票率が低い

若い世代の意見が
政治に反映されなくなる可能性がある

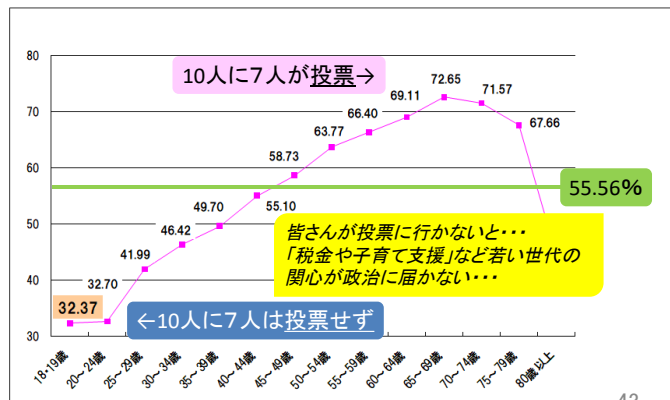
対応策は...

- 投票方法や候補者、政党の情報を収集する
- 自分たちの生活と政治の関わりを知る

投票で自分の意思を示す

42

なぜ投票することが大事なのか？



今後の選挙の執行予定

予定時期	種 類	任期満了日
令和7年4月6日	秋田県知事選挙	令和7年4月19日
令和7年4月6日	由利本荘市長選挙	令和7年4月16日
令和7年4月6日	由利本荘市議会議員補欠選挙	
令和7年7月	参議院議員通常選挙	令和7年7月28日
令和7年10月	由利本荘市議会議員一般選挙	令和7年10月31日

選挙の主役はあなたです！
選挙権を持ったら投票に行こう！



4.4